

	号外	定価 1部2円	県人勧闘争スタート。賃金・手当改善、休暇拡充に向け署名等に全職員で取り組もう。前進に向け結集を！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2022県人勧闘争① ⑧. 23賃金・労働条件改善に向け闘争スタート

賃金改善・超多忙化解消・両立支援など21項目

人事委員会に要請書提出

地公共闘「健全な公務職場に向けた勧告・報告を」



要請書を菊池事務局長に提出・佐藤議長（左）

岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤工岩教組委員長）は、8月23日、2022県人勧に向けて21項目からなる要請書を菊池人事委員会事務局長に提出し、今年の県人勧闘争をスタートさせた。

佐藤議長は、「バブル経済崩壊後のこの三十数年間、給与制度の総合的見直しや退職手当の大幅な引き下げ、高齢層の昇給抑制など、公務員の実

質生涯賃金は下落し続けている。それに輪をかけ、公務の領域全てが多忙化から超多忙化している。公務員をめざす人がいなくなれば日本は崩壊する。そうならないよう、第三者機関としての人事委員会の機能を果たしていただきたい」「全ての公務職場で健全に仕事を進めることができるような勧告を」とあいさつした。

菊池事務局長は「日々それぞれの職場で職務に専念している職員の給与と勤務条件について、情勢に適合した適正な水準を確保することが当委員会の使命・役割と認識している」「めざす方向は基本的には皆さんと同じ。一方で、県民の理解も必要。中立かつ公正な第三者機関として、適切に対応していく」と述べた。



賃金水準引上げの勧告等求める地公共闘4役

地公共闘は、要請の実現に向けて、県人事委員長あて「大型ハガキ」署名を取り組む。人事委員会に対し賃金・職場課題をしっかりと伝えるため、署名行動へ結集しよう！
地公共闘は、県人事委員会闘争に向け、多くの組合員の結集を呼びかけていく。

2022県人勧闘争に係る

要請書の主な重点事項

①賃金水準改善

公務員の生計水準維持確保のため、物価上昇などによる負担増加の実態を十分踏まえ、公務員労働者の月例給・一時金の引上げ勧告を行うこと。

②勤務意欲確保

職務実態を踏まえた賃金改善を行うこと。併せて、度重なる賃金抑制により、

高齢層職員の勤務意欲の低下が著しいことから、55歳昇給抑制の廃止を含めて勤務意欲の確保につながる改善を実施すること。

③専門職・確保

専門職種に係る人員確保の観点から、専門職種に係る初任給格付け改善や手当改善を行うなどの処遇改善を行うこと。加えて、博士課程修了者等の初任給基準を改正し、在職者についても所要の調整を講じること。

④諸手当の改善

通勤手当について、多額の自己負担が発生している実態や、広大な県土を有する本県の特殊事情、さらに各地域の職場実情を踏まえ、改善となる改定を行うこと。特に、高速道路利用者の通勤手当や交通機関利用に伴う駐車場料金の自己負担の解消を。加えて、ガソリン価格の動向を踏まえた引上げを検討すること。

住居手当については、長年にわたり支給上限額が改定されておらず、実態と乖離している状況を踏まえ、早急に改善を行うこと。

⑤休暇制度拡充

子育て支援策として、学校行事等への参加に係る特別休暇の新設、子等の看護休暇の年齢制限撤廃、育児休業・部分休業制度の拡充を行うこと。仕事との両立支援策として、不妊治療の休暇日数の拡充、更年期障害に係る休暇創設などの措置を講ずること。少子高齢化社会において、介護休暇、短期介護休暇、家族の看護・介護、又は予防接種、健康診断等を受ける際に介助を行う場合の休暇日数の増を行うこと。

⑥長時間労働是正

超過勤務の上限規定や客観的な勤務時間把握等の諸制度について、任命権者に対して遵守させるとともに、これらの諸制度の運用状況、超過勤務の実績を把握・検証し、適正な人員配置や業務縮減など実効力ある改善を行うよう促すこと。また、任命権者ごとの職員の勤務実態を十分に把握のうえ、超過勤務の縮減を基本とした一層の具体的かつ実効力ある制度検討を行うこと。

⑦会計年度職員

会計年度任用職員制度に関し、同一労働同一賃金の趣旨には程遠い給与・報酬水準にとどまっている現状にあることから、賃金水準の改善を行うこと。また、仕事と家庭の両立支援の観点から、休暇制度に関し、常勤職員との権衡を基本とした制度とすること。

⑧定年延長・再任用

2023年度から開始予定の「65歳までの段階的定年延長」について、円滑かつ確実に行うよう、任命権者に促すこと。また、暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員に関し、定年延長に伴う60歳超の常勤職員との処遇の均衡を図ること。併せて、定年前再任用短時間勤務職員の任用に当たっては、本人の希望に適う勤務形態や配置に配慮するよう任命権者に対応を促すこと。加えて、勤続年数が長期化することから、キャリアアップ休暇の拡充を図ること。

